

事務所窓口業務について

事務所の営業時間は9時～17時
 で営業しています。
 電話での事前予約は引き続き行います
 ので、よろしくお願いします。

土建にいざ

埼玉土建一般労働組合新座支部機関紙

発行所

埼玉土建一般労働組合新座支部
 〒352-0011 新座市野火止8-1-27
 TEL048(481)1200 Fax048(477)9088
 発行人 恩田 宏
 編集責任者 岡野 和夫
 12月号 定価30円 (購読料は組合費に含まれています)

市民の生活要求に応えよう



事務所に集合して相談会の開始!

当日は、最初に山中支部技住対部長からあいさつ、阪田書記から取組みについての報告と行動提起、市民から電話が掛かってきた時の対応の仕方や、どういった事を聞き取ればいいのかといった説明があり、その後実際に電話の前に座り、電話相談の開始となりました。

電話相談では、「洗面所の扉の相談」、「新築で家を建てる際の相場の相談」、「外壁・屋根等の修理・保全相談」など3件の相談があり、洗面所の扉の相談には参加していた仲間がすぐに現場を見に行き、翌日には施工が出来るように段取って仕事に繋がりました。

参加した仲間からは、最初は対応できなかったが、実際に電話が掛かってきて相談に乗ると、優しく対応し、細かい部分まで聞き取ってくれました。ばど折込みや仲間の力を借りたポスティング、新聞への折込み等で、実際の相談件数に結びつかず、電話が来た事は今後の課題です。



打合せしてから出発

市内を点検 ウォッチング行動

住まいの相談会と同様に、開催する事が出来る分会が実施しようというスタンスで開催しました。

猪又副支部長からあいさつがあり、山本書記次長から行動提起と前回調査箇所等の資料説明がありました。

各分会で打ち合わせをした後にウォッチング行動に出発しました。当日は14人が参加し、各分会で集会所・公園・道路などを点検。点検箇所数は45カ所となりました。

支部に戻ってから報告書を作成し、その日は終了。

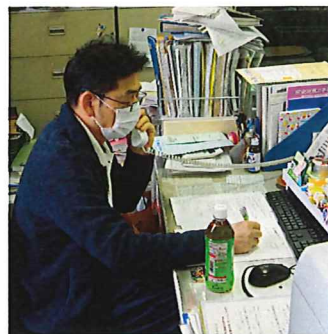
ウォッチング行動の翌日、11月9日に報告をまとめて、市役所へ要請書を持って行きました。

今年にはコロナ禍により、毎年行っていた住宅デーを開催する事が出来ませんでした。埼玉土建として市民の生活要求・仲間の仕事起こしを

するための取組みが出来なかつたため、今年からは初めての試みとして「住まいの相談会」という名称で、市民から住宅について困っている事・聞きたい事を

住まいの相談会とウォッチング行動を開催

住まいの困り事・聞きたい事を相談



市民からの電話に優しく対応



新座支部設立50周年記念式典のご案内

日時 2021年2月28日(日)
 会場 新座市民会館大ホール

上記の日程で、新座支部50周年を祝う式典を行います。開催にあたっては、コロナウィルス感染予防対策を講じて、分会ごと人数制限を設けます。

参加を希望される方は、各分会の分会長までご連絡下さい。

新座市と組合運動を懇談

新座市長と懇談

11月19日(木)、新座市役所にて、新座市長と事前に要請した項目について懇談を行いました。当日は、組合からは6人が参加しました。

項目は大きくは4つ。

①建設技能労働者の適切な賃金の確保について

一、新座市が行っている賃金調査結果の中で、元請のブロック工の賃金が設計労務単価の79%だった事について、特別な調査等は

二、現在検討されている具体的な見直し案と、「本市の財政が好転した段階において」解除するという「好転」

三、「小規模工事登録制度の拡充」と「令和元年度小規模登録業者発注状況」「平成12年〜令和元年小規模工事契約状況推移」資料を要望

四、「新座市と埼玉建の災害協定締結について」

一、朝霞四市をはじめ関係機関と調整するとの話がどこまで進んでいるのか

④埼玉土建一般労働組合新座支部 結成50周年について

一、「結成50周年記念式典」への出席をお願いします。



組合が進める運動を懇談で深め

二、現在検討されている具体的な見直し案と、「本市の財政が好転した段階において」解除するという「好転」

三、「小規模工事登録制度の拡充」と「令和元年度小規模登録業者発注状況」「平成12年〜令和元年小規模工事契約状況推移」資料を要望

四、「新座市と埼玉建の災害協定締結について」

一、朝霞四市をはじめ関係機関と調整するとの話がどこまで進んでいるのか

④埼玉土建一般労働組合新座支部 結成50周年について

一、「結成50周年記念式典」への出席をお願いします。

自治体キャラバン

埼玉土建からは公契約条例を要請



自治体の担当課に要請を行い

11月16日(月)、埼玉連が行う自治体キャラバンに、新座支部から6人が参加してきました。

このキャラバンの主眼は、自治体で働く職員の賃金や労働条件の向上を目的として、埼玉土建としては、公共工事で働く仲間の賃金の上昇を求めて参加をしています。

要請項目の一つでもある、公契約条例制定

に向けた要請について、新座市側からは、昨年と同じく「他市の動向を調査して、慎重に討議する」と事前に回答をもらったが、この1年間で調査・討議の進捗はどうなのか。改正された法律の関係で、担い手確保に向けて市としての取り組みはどうなのかといった質問をしました。市からは、公契約条例は現状の契約に問題が無い事を理由に進んでいないという回答。

新座市からは職員は常に認識をしているが、実務量の増大や、適切な労務単価の設定が難しいため、手を付けるのが難しいと回答がありました。

参加した埼玉連の菊田副議長、地区労から参加の廣間常任幹事が、公契約条例については、ぜひ委員会の設置を検討して欲しい。

また、参加した岡野常執から、重層下請けでは必ずピンハネが発生するように市から国に要望する事も欲しいとの意見もありました。最後に松本議長から、元請から下請に設計労務単価が流れるのは、国民の話だというのが、誰が一番困るのかを考えると、自治体キャラバンは終了となりました。



て懇談を行いました。

①の項目については、設計労務単価より3割以上低い場合に調査しているから、今回は特別な調査はしていない。財政非常事態宣言の関係もあり、工事自体を減らしている。と回答がありました。

廣間書記長から先日自治体キャラバンの到達を受けて、「公契約検討委員会の設置」の再要望と「最低制限入札価格の引き上げ」を要望しました。

②の項目について、

て懇談を行いました。④の項目については、秘書広聴課を通して案内文書を渡し済みでしたが、懇談の中で改めて正式に出席のお願いをしました。

本稿の記載時点では、新座市側からの文章による回答がまだでしたので、回答が届き次第、機関会議等で報告をさせていただきます。

懇談をしましたが、財政非常事態宣言という事もあり、市独自で行っている制度の廃止等の報告があり、そちらへの対応状況や、今までの財政についての報告、いかに新座市に財政が無いかという事の説明に終始し、懇談を深めるといふ所には至りませんでした。

③の項目では、朝霞市が一步進んだ事を紹介し、新座市でも早急に担当課レベルでの懇談をして欲しいと要望しました。

土建国保の減免をお忘れなく!

埼玉土建国保に加入している方は、コロナ禍で昨年より売り上げが減少している場合に、減免申請を受ける事が出来ます。

申請は12月15日までとなっています。

申請にあたっては、昨年の売上高と、今年の4月以降で『任意の連続した3カ月』の売上高合計を4倍して、30%以上、売上高が減少している場合に条件を満たし、

- ①昨年の確定申告書
- ②計算月の売上台帳
- ③身分証明書

①、②、③があれば申請が出来ます。状況によって他の資料も必要になりますので、支部までご相談下さい。